

自由民主党

衆議院議員田中和徳 かずのり 国政報告書第283号

ご相談やご意見、ご要望のある方はお気軽にご連絡下さい。

衆議院議員田中和徳事務所
TEL:03-3508-7294
FAX:03-3508-3504
<http://www.tanaka-kazunori.com>
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



マイナンバーカードの普及で生活の向上を！

1. マイナンバー制度の現状と問題点

- ◆2013年、外国人も含めて、全ての日本居住者に個人番号を割り振るマイナンバー制度が導入され、2016年より各居住者に対するマイナンバーカードの交付が始まった。
- ◆しかし、カードの普及率は、今日僅か約10%と低迷。これは、利活用が限定的でメリットが少なく、また、個人情報の漏洩リスクに対して、国民が大きな不安を抱いていることが最大の原因。

＜我が国におけるマイナンバーカードを活用したサービス＞

オンライン申請	児童手当などの一部の行政手続きを、専用サイトからオンライン申請できる
オンライン納税	マイナンバーを用いて、オンライン上で納税・確定申告が可能（e-tax）
書類の節約	住民票や課税証明書など、行政手続きの際に一部の書類が不要となる
コンビニでの交付	住民票や印鑑登録書など、一部の行政書類をコンビニで発行できる
多目的ＩＣカード	付随するＩＣチップにより、ネットバンクなど様々なサービスが可能となる
賭博中毒の防止	建設予定のカジノは国内在住者には入場回数の法的制限、その判別に利用

- ◆今後、オンライン申請の拡充、行政手続きの申請窓口の一本化、病院や薬局、民間企業との連携による様々なサービスの開発など、更なる利便性の向上に資する取組みが極めて重要。
- ◆しかし、この電子政府分野では、現状、日本は大きく立ち遅れている。
既に多数の国々では多様な利活用が始まり、マイナンバー活用のIT国家は世界の趨勢である。
- ◆そこで、本年6月、行政手続きのデジタル化・オンライン化を促進するため、政府は『デジタルファースト法案』を閣議決定した。この法案は、次の臨時国会で提出される見通しである。

＜マイナンバー先進国における行政サービスの事例＞

スウェーデン	戸籍謄本や納税証明書など、各種書類のダウンロードが可能。 失業や育児休業の保険など、各種給付のオンライン申請が可能。 国税庁が算定した納税額をオンラインで承認すれば、その額が銀行口座から引き落とされ、確定申告が完了する。
エストニア	エストニアでは上記に加え、選挙の電子投票に活用されている。

2. マイナンバーカードの安全対策

- ◆マイナンバーカードの普及には、安全に対する国民の各種不安を払拭することが喫緊の課題。
そこで、マイナンバー制度では、安全性確保に向けて様々な取組みが進められている。

《マイナンバー制度とマイナンバーカードに関する主な安全対策》

故障と情報漏洩に強い分散管理形式	我が国は、住民の個人情報の管理形式として、分散管理形式を採用。これは、各公的機関が管轄する分野の個人情報を、個別に管理するもので、故障や漏洩の際に機能不全対策の徹底や、個人情報の流出防止に効果的。
法規制	法規制により、マイナンバーの利活用の範囲を厳格に限定し、罰則も強化。他にも、政府から独立した第三者機関が設立され、監視を行っている。
アクセス制限 暗号化	各公的機関のデータベースにアクセスできる職員は厳しく制限される。また、公的機関同士の情報照会の際には、通信の暗号化を徹底する。
パスワード 顔写真	カードの使用には、持ち主が任意に設定するパスワードの入力が必要となる。カードには持ち主の顔写真が掲載され、別人の使用を防止できる。

3. マイナンバー制度利活用の今後の目標

《各公的機関が保有する住民の個人情報と、マイナンバー導入による将来目標》

地方自治体	国 税 庁	日本年金機構・健康保険組合連合会
氏名・住所・生年月日 地方税の納入額	所得税・相続税など 住民の国税納入額	年金、医療、介護などの社会保障に関する 住民の保険料支払額や給付額

2016年、マイナンバー制度導入による
相互の情報照会の迅速化

- ① 本 当 に 困 窮 し て い る 人 々 へ の き め 細 や か な 公 的 支 援 の 充 実
- ② 行 政 の 効 率 化 ・ 透 明 化 に よ る 無 駄 の 削 減 と 国 民 負 担 の 軽 減
- ③ 行 政 手 続 き の 簡 素 化 ・ オ ン ラ イ ン 化 に よ る 利 便 性 の 向 上
- ④ 年 金 ・ 医 療 ・ 介 護 ・ 生 活 保 護 な ど の 充 実 と 不 正 受 給 の 防 止
- ⑤ 電 子 決 済 や 電 子 投 票 な ど 、 デ ジ タ ル 社 会 に よ る I T 国 家 を 促 進

4. マイナンバーカードの申請方法

準備：市区町村から、通知カードと個人カード交付申請書が全員に届く（※1）

申請：申請書に必要事項を記入し、申請者の顔写真を貼って郵送する（※2）

交付：交付場所が記載された交付通知書が届くので、そこに受け取りに行く

※1. 通知カードと個人カード交付申請書は、市区町村の窓口で再発行が可能である。

※2. 申請書にはQRコードが付いており、それを読み取ることでPCやスマホからも申請できる。